

平成 29 年 4 月 11 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文です。

いつもどおり最後の質問者でありますので、大臣、お疲れだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

この職員の再就職というか、天下り問題のちょっと大きく全容を確認をしたいなというふうに思うんです。現在、文科省の職員は何人おられますでしょうか。天下りというか、文科省の所管団体に天下り中のOBは何人おられますでしょうか。

○政府参考人（中川健朗君） お答え申し上げます。

文部科学省の職員数は二千百十六名でございます。また、文部科学省所管の独立行政法人における現在の再就職者数全体については把握しておりませんが、国家公務員法に基づく再就職状況の届出によりますれば、文部科学省所管の二十三の独立行政法人に平成二十一年以降三十一名の文部科学省OBが再就職しております。

○松沢成文君 文科省の職員数というのは、これ、法律もありますので、大体二千名、二千百名ちょいでずっと来ているんですね。それで、この文科省の所管団体に天下り中の職員、今のお答えは独立行政法人二十三に三十一名が天下っていたと。

ただ、もっとちょっと大きく捉えて、独立行政法人の下に財団法人とか社団法人とかいう認可法人が幾つもぶら下がっているんですね。これ広く含めると、文科省の所管の法人だとすれば、私は、すごい数の法人があって、すごい文科省のOBが天下っているんじゃないかというふうに思うんです、疑うんです。

なぜかといいますと、これ、二〇〇九年に衆議院の調査局が、二〇〇八年に国家公務員法の改正があって天下り規制が新たにできたんですが、その一連の騒動があった時期ですね、この時期に衆議院の調査局が公務員の天下り調査というのをやっています。当時の文科省の職員が二千百九十二名、これは今と余り変わりません。天下り中のOBが何と二千九百八十人いると。すごい数字だと皆さん思いませんか。現職の職員よりもOBで天下り中の職員の方が多いという省庁はこのときの調査で文科省だけなんですね。いやあ、すごいことだと私は思いました。

じゃ、次に、文科省所管の団体数ですね。できれば、独立行政法人だけじゃなくてその下にぶら下がっている認可法人等も含めていただきたいのですが、何団体ぐらいあるのか。年間の文科省の予算のうち、こうした団体に対する助成金の

金額は幾らで、予算の何%ぐらいになるのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人（中川健朗君） お答え申し上げます。

一般財団法人等は今内閣府の所管になっておりますので、文部科学省が現在所管している独立行政法人の法人数ということでお答え申し上げますが、こちらについては二十三法人でございます。平成二十九年度当初予算において、これらの法人に対する支出としては、運営費交付金や施設整備費補助金など、一兆一千四百八十億円を計上してございます。

○松沢成文君 これも、今の答弁のとおり、公益財団とか一般財団の法人が内閣府の所管になっているので、これ文科省系の団体であってもカウントがされないんですね。そこで浮かび上がってきませんが、この衆議院の調査局の調査によると、大体文科省の予算の約半分はこうした団体に助成金として流れているということでありました。これ、十年近く前の調査ですけど、今も実態は私は余り変わらないんじゃないかというふうに思っています。

大臣、そういう意味では、文科省というのは、天下り団体、少ないんじゃないくて、たくさんあるんですよ。それで文科省のOBは全てこういう団体に天下れるような構図ができ上がっているんじゃないでしょうか。つまり、天下り天国です。十年前の調査ですけれども、職員が二千百人か二千二百人で、天下り中のOBが二千九百八十人いるということですから。大体職員が文科省にいるのは三十年ぐらいでしょう、大学出の職員が。だから、じゃ、五十後半から六十で天下って、すごい長い間天下り団体にいるか、あるいは一人が二つ三つの天下り団体の役職を持っているかなんです。そうじゃないとこういう数字出てこないんですね。ですから、多分、わたりという、もう天下り団体から次に、またその次にと行って、恐らく十数年、七十を過ぎるまで天下りを続けて、わたりを続けて、退職金を数度もらうという、こういう構図がない限りこういう数字は私は出てこないと思うんですね。

さて、大臣、その文科省の下に独立行政法人がぶら下がって、その下に箱物が幾つもできます、博物館とか何とか事業団とか何とか。で、その箱物ごとに財団法人や認可法人がみんなぶら下がっている。つまり、天下り法人がネズミ算のように増殖していく構造が文科省を頂点にでき上がっちゃっているんじゃないですか。先ほど高木委員の指摘にあったように、こうしたところの行政改革をしっかりとやっていかない限り文科省村のみんなて天下りできるからいいところじゃないかという村意識は私は永遠に変わっていかないと思うんですが、大臣の御認識をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（松野博一君） 国家公務員の再就職は国家公務員法により規制をされていますが、独立行政法人の職にある者の再就職についても独立行政法人通則法により規制がなされています。また、独立行政法人と財団法人の関係の透明性を確保するためには、資金の流れを押さえることが大事と認識をしています。

このため、平成二十四年六月一日の行政改革実行本部決定に沿って、独立行政法人から財団法人等に対する支出状況を定期的に公表することや、随意契約がある場合にはその適切性を点検した結果を公表することにより、今国民から疑念を招かないよう政府全体としても努めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 ちょっと議論を先に進めますが、それでは、文科省が補助金を出している旧科学技術庁系の団体は幾つありますか。そして、その総額はどれぐらいになっているのでしょうか。

○政府参考人（中川健朗君） お答え申し上げます。

文部科学省が現在所管している独立行政法人のうち、旧科学技術庁関連、これは国立研究開発法人になりますが、国立研究開発法人の法人数、これは八法人でございます。平成二十九年度当初予算におきまして、これらの法人に対する支出として運営費交付金や施設整備費補助金など五千七百六十二億円を計上してございます。

○松沢成文君 八法人で五千七百六十二億円、かなりのお金が流れていますよね。

これらの団体の役員と職員に文科省のOBは名人ぐらいいると把握していますか。

○政府参考人（中川健朗君） お答え申し上げます。

旧科学技術庁関連の八国立研究開発法人における現在の再就職者数については把握しておりませんが、国家公務員法に基づく再就職状況の届出によりますれば、旧科学技術庁関連の八国立研究開発法人の役員及び職員として、平成二十一年以降、計二十五名の文部科学省OBが再就職していますが、役員として再就職した者はおらず、二十五名全員が職員であると承知してございます。

○松沢成文君 これ、役員と職員の境目が分からないんですけど、例えば顧問というのは役員に入るんですか、職員ですか。

○政府参考人（中川健朗君） 一般的には役員には入らないと存じます。

○松沢成文君 JSTという独立行政法人があります。これ、国立研究開発法人の科学技術振興機構という団体ですね。この団体はどのような団体で、年間の補助金額はどれくらいでしょうか。そして、これは各省庁から天下りが相当行っている、天下りというか、職員が、OBが相当行っていると思いますが、その中で

文科省のOBの人数はどれくらいでしょうか。

○政府参考人（伊藤洋一君） お答え申し上げます。

科学技術振興機構、JSTは、科学技術基本計画の中核的实施機関といたしまして、イノベーションを創出することを目的として、国の政策に基づいて基礎研究から産学連携まで一貫した研究開発を推進しております。

具体的に申し上げますと、自ら研究開発を行うのではなくて、主に大学や研究機関等を対象に厳正な審査の下で研究資金を配分して行う研究開発、あるいは研究戦略の立案、情報基盤の強化、科学技術コミュニケーション、人材育成、こういった事業を総合的に展開しているところでございます。年間の予算、二十九年度予算におきます政府の支出額は一千九百億一千七百万となっております。

それから、各省からの再就職者数でございますけれども、平成二十年の国家公務員の再就職人数の調査のときと同様の条件、すなわち国家公務員を退職してJSTに再就職した者で、本省経験者のみならず、本省出身者のみならず、国立大学とか当時の国立試験研究機関、こういった機関の職員として三年以上在職した者も対象とする、こういった条件の下でカウントいたしますと、二十九年四月一日現在では五十名となります。このうち、文部科学省出身者は三十四名でございますけれども、本省出身者は十四名、これ以外に法人化以前の国立大学とか国の試験研究機関に在籍した方が二十名となっております。

○松沢成文君 将来有望な研究にお金を、助成をしていくという機関で、年間一千億の予算ですよ。天下りというか、OBの人数は間接経由で来た人も含めて五十名で、そのうち文科省が三十四名、わあ、もう天下りの巣窟のような団体だと私には見えるんですけども。

さて、この団体の元理事長、沖村さんという方がいらっしゃって、この方は一九九九年に科学審議官を退官した後に、同年、このJSTの前身である科学技術振興財団の専務理事に就職したんですね。九九年です。そして、〇三年には理事長になっていました。そして、〇七年には顧問に就任しています。普通、理事長をやったら数年で顧問を退いて御勇退ということになると思うんですが、何と一三年に特別顧問というポストを新設して、自ら新設して自ら就任している。現在でも、もう七十何歳なんですか、日本・アジア青少年サイエンス交流事業推進室長というのを務めていて、まだこのJSTに在籍ということですか。

まず、なぜこういう特定の人物が二十年近くも、先ほど顧問は幹部ではないと言いましたけれども、専務理事、理事長、そして顧問、特別顧問と、ずっと二十年近くも居座っているんでしょうか。相当優秀なんですか、この方は。

○政府参考人（伊藤洋一君） J S Tの沖村氏についての御質問でございますけれども、一九九九年、平成十一年に科学技術庁退職後、これは当時の新技術事業団法に基づきまして、内閣総理大臣の認可を受けて科学技術振興事業団の理事長が同氏を専務理事に任命し、その後、法律に基づき文部科学大臣が同氏を科学技術振興事業団あるいはJ S Tの理事長に任命してございます。

沖村氏がJ S Tの理事長を退任した後は、平成の十九年から二十五年までJ S T顧問、また現在も行っておる業務といたしまして、平成二十一年から中国総合研究交流センター上席フェロー、平成二十五年からJ S T特別顧問、平成二十六年から日本・アジア青少年サイエンス交流事業推進室長を務めているのは、今先生御指摘のとおりでございます。なお、特別顧問につきましては、これは沖村氏が自ら創設したものではないというふうに伺ってございます。

沖村氏のこういった過去の公務で培ってきた能力、経験を評価して、それぞれのポストの業務内容に応じてその時々理事長が任命してきた結果であるというふうにJ S Tから聞いてございます。

○松沢成文君 文科省の人事課は、この沖村氏に退職予定者や文科省OBの就職のあっせんを依頼したことがあるんでしょうか。

○政府参考人（中川健朗君） お答え申し上げます。

今回の調査におきましては、旧文部省出身、旧科学技術庁出身の区別なく、全職員及び改正国家公務員法施行後に退職した全ての退職者を対象に徹底した調査を行いました。結果として、旧科学技術庁系につきましては、組織的な再就職あっせんが行われていたことは確認されておりません。人事課から沖村氏に就職のあっせんを依頼したことも確認されておりません。

○松沢成文君 私は、旧文部省ルートで、先ほどの嶋貫さん、OBを使って退職予定者のあっせんをしていたルートというのがかなり確立していたわけですね。もう一方で、旧科学技術庁のルート、ここも天下り団体たくさんありますから、ここで長い間OBとして、J S Tの役員というか、ずっと君臨していたのが沖村氏で、沖村氏がかなり旧科技庁系の職員の再就職のあっせんを行っていたのではないかという幾つかの情報をいただいております。

もう一度聞きますが、旧科技庁関係の団体への天下りの仲介を沖村氏が行っていたんじゃないかというのが私の疑惑なんです。今回の調査で沖村氏仲介の天下り人事はなかったのか、沖村氏本人をヒアリングしたのか、あるいは、ほかのヒアリングした人から沖村氏に世話になったとか、こういう情報はなかったのか、もう一度確認をさせてください。

○政府参考人（中川健朗君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の調査で旧科学技術庁系につきましては、組織的な再就職あっせんが行われていたことは確認されておられません。

また、今回の調査に当たりましては、三千名以上を対象とした全職員調査、あるいは再就職規制導入以降の全退職者六百名以上を対象とした退職者調査、これらを始めヒアリング調査等種々のものを行ってまいりました。その中で、有識者の指導、判断の下、こういった全職員調査、OB調査等その他の各種の情報を基に、元々再就職等規制委員会から指摘のございました組織的なあっせん構造の解明、あるいは違法行為の認定のため、こういったものの必要なヒアリングを行ってきたものでございます。

有識者等の判断の下、そういった必要なヒアリングを行ってまいりました。沖村氏については、これらに該当しておりませんでしたので、ヒアリングは行ってございません。

○松沢成文君 時間がないので、最後に、大臣、二つ端的に伺います。

まず、天下りによる癒着を断絶するには、省庁が認可や補助金を出している団体には、例えば少なくとも退官後二年間は再就職を認めないというようなルールをここで新たにもう一度作るべきではないかという考えについて、どう思うか。

そしてもう一つは、OBが仲介することで、次官や役所は借りができるわけですね。天下り団体の予算を増額するような配慮につながるおそれもあると考えますが、ここでも、先ほどからほかの委員からも御意見出ていますが、もう一度、国家公務員法でOBによるあっせんを禁止すると、現職の職員だけでなくOBによるあっせんも禁止すると、これが一番分かりやすい今回の事件に対する対処法になるんじゃないかと思いますが、この二つについての御見解を伺って、終わります。

○国務大臣（松野博一君） まず、新たな再就職に対する規制枠組みをつくることはどうかということですが、国家公務員制度の改善に関しまして、松沢先生からの御提言も含め、政府全体の対策ということになりますと、山本大臣を始め、山本大臣が所管大臣ということになります。これは政府全体で検討しなければならないことですので、もしそういった対策が取られる状況になれば、もちろん文科省としてもしっかりと協力をしてまいりたいというふうに考えております。

OBによるあっせんを禁止してはどうかということですが、現状において、退職して営利企業等に再就職した職員OBについては、離職前五年間在職

した局等の組織の職員に対して再就職に関する契約等事務について離職後二年間働きかけを禁止する等、もう働きかけに対する規制を行っているところであります。その中において、今回の文部科学省の最終まとめにおいて、調査を通じて考える再発防止の在り方の一つとして、現職職員と職員OBの関わり方について改めて見直して、より厳格にルール化することの検討等も指摘を受けているところでございます。

文部科学省としては、このような最終まとめの指摘を踏まえて、今後、法律やコンプライアンスの専門家の御意見をいただきながら再発防止のための方策を取りまとめたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、全体の制度に対する改革、改善の提言でございますとか、また、今、松沢先生の方から御提言いただきましたOBあっせんの禁止等に関して、現状において文部科学大臣としてお答えすることは適切でないと考えますので、差し控えさせていただきたいと考えております。

[○松沢成文君](#) ありがとうございました。